

みんなが働きやすくなる
ように専門家の意見が
聞きたい

年次有給休暇を
取得しやすい組織に
したい

外国人材を雇用したい
けど就業規則が日本語
しかない

働きやすくなるよう
に就業規則を
見直したい

多様な働き方に
関する研修を受けて
みたい



そんなお悩み、この補助金で
解決しませんか？

防府市 多様な働き方推進事業費補助金

補助率 2分の1

補助限度額 5万円

補助対象期間
2月末日まで

※1事業者1年度1回限り

※ 先着順 予算額に達するまで

補助対象者

市内に事業所を有し、事業収入（売上）を
得ており、今後も事業を継続する意思のある
以下の者

個人 または
資本金の額または出資の総額が
3億円以下、もしくは常時使用する従業員の
数が300人以下の法人

（そのほか、対象から除外となる条件があります。）



裏面もご確認ください

詳しい内容、申請様式は
ホームページをご確認ください。



【申込み・問合せ先】

防府市商工振興課 労政係

〒747-8501 防府市寿町7番1号

（防府市役所本館5階）

TEL:0835-25-2574 8:30~17:15（土日祝休）

防府市 多様な働き方 補助金

補助対象事業

- 1 仕事と生活の両立支援や多様な人材が活躍する職場環境を実現するための就業規則等社内制度の整備、年次有給休暇の取得促進など、柔軟な働き方のできる職場づくりの推進に向けたコンサルタント働き方
- 2 柔軟な働き方の理解促進に向けた社内研修の実施、各種セミナーへの参加

補助対象経費

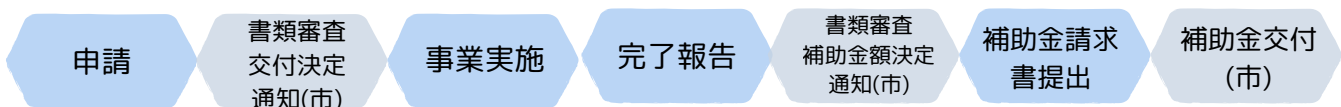
上記事業に要する経費で次に掲げる経費に該当するもの

- 1 就業規則等の作成、見直しに係る経費
 - ・ 社会保険労務士等への委託料
 - ・ 謝金
 - ・ 外国語への翻訳費用
- 2 柔軟な働き方のできる職場づくりの推進に向けた外部専門家によるコンサルティングに要する経費
 - ・ コンサルティング料
 - ・ 委託料
- 3 柔軟な働き方への理解促進に向けた社内研修の実施、各種セミナーへの参加に係る経費
 - ・ 謝金
 - ・ 委託料（研修業務委託料）
 - ・ 会場借上料
 - ・ 教材費、受講料

※補助対象事業はいずれの場合も、2月末日までに完了する見込みがあること

※領収書等で支出したことが確認できない経費は補助金の対象外となります
また、消費税及び地方消費税は対象経費となりません

申請から交付まで



申請時の必要書類

- ・ 申請書（様式第1号）
- ・ 事業計画書（別紙1）
- ・ 誓約書（別紙2）
- ・ 変更前の就業規則等
（規則の見直しを行う場合）
- ・ 当該事業に係る見積書の写し
- ・ 市税の納税証明書
（滞納のないことの証明書）
- ・ 直近の確定申告の写し
- ・ 直近の決算書の写し
- ・ 申請時チェックリスト

完了報告時の必要書類

- ・ 完了報告書（様式第5号及びその別紙）
- ・ 経費に関する領収書等の写し
- ・ 事業の取り組み実績がわかるもの
（作成した就業規則の写し、コンサル結果報告書等）
- ・ 通帳の写しなど、口座番号等振込先がわかるもの

